



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0035
東京都千代田区神田紺屋町 5 矢野ビル 4F
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
担当: 花村

助成金のご案内

今回のあおぞらレターは助成金についてご案内いたします。助成金にはさまざまな種類がありますが、今回は、本年 4 月に改正があったものを中心に紹介するとともに、支給要件から見た使いやすさをご案内いたします。



さまざまな助成金

対象	名称	概要												
トライアル	トライアル雇用奨励金	ハローワークから紹介された労働者を短期間（原則 3 ヶ月）試行的（トライアル）に雇用した場合に支給 <支給額> 1 人につき月額 4 万×最大 3 ヶ月												
再就職支援	再就職支援給付金	中小企業が、事業規模の縮小等により離職する従業員のために再就職支援を行い、再就職が決まった場合に支給 <支援の内容> ①民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託 かつ ②求職活動等のために有給の休暇を付与 <支給額> 費用の 1/2 (55 歳以上の従業員の場合は 2/3) ※1 人当たりの上限額は 40 万												
高齢者雇用	中小企業定年引上げ等奨励金	就業規則等で次のいずれかの制度を導入した中小企業に支給 <導入する制度> ①65 歳以上への定年の引き上げ ②定年の廃止 ③希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度 ④希望者全員を対象とする 65 歳以上 70 歳未満までの継続雇用制度と、70 歳以上も一定の基準を設けて継続雇用する制度 (④の場合は、1 年以上雇用している 64 歳以上の労働者がいることも必要) <支給額> 導入した制度や企業規模等に応じ 20 万～120 万												
育児	子育て期短時間勤務支援助成金	就業規則等により次の制度を導入し、従業員が 6 ヶ月以上利用した場合に支給 <導入する制度> ①小学校就学前までの子*1 を養育する従業員が利用できる短時間勤務制度 (*1 従業員数 100 人以下の企業は 3 歳未満までの子。 ただし、平成 24 年 7 月 1 日からは「小学校就学前までの子」に改正予定) <支給額> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>従業員数</td> <td>100 人以下</td> <td>101 人～300 人</td> <td>301 人以上</td> </tr> <tr> <td>1 人目</td> <td>40 万</td> <td>30 万</td> <td>30 万</td> </tr> <tr> <td>2 人目以降</td> <td>15 万 (最大 5 人)</td> <td>10 万 (最大 10 人)</td> <td>10 万 (最大 10 人)</td> </tr> </table> ※従業員数には、雇用期間が 2 ヶ月未満の労働者や短時間労働者は含まない	従業員数	100 人以下	101 人～300 人	301 人以上	1 人目	40 万	30 万	30 万	2 人目以降	15 万 (最大 5 人)	10 万 (最大 10 人)	10 万 (最大 10 人)
従業員数	100 人以下	101 人～300 人	301 人以上											
1 人目	40 万	30 万	30 万											
2 人目以降	15 万 (最大 5 人)	10 万 (最大 10 人)	10 万 (最大 10 人)											



※中小企業定年引上げ等奨励金	4 月から④の制度を導入した場合も対象となりました（以前は①～③が対象）。また制度導入後すぐに申請可能（以前は導入後 6 ヶ月を経過してから申請可能）となり、使いやすくなりました。
※再就職給付金	4 月から支給要件に②が追加されました。比較的使いやすい助成金ではありますが、以前と比べると条件が厳しくなっています。
※トライアル雇用奨励金	4 月から全年齢の求職者が対象となりました（以前は、40 歳以上 45 歳未満は対象外）。対象者が増えたことにより使いやすくなりました。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277